現地調査実施要領

大和郡山市教育委員会（以下「本市」という。）が発注する「令和 8 年度大和郡山市立学校等照明設備 LED 化設計・施工一括委託業務」に係るプロポーザルの参加資格合格者が実施する現地調査については、本要領の定めるところによる。

1. 目的

本要領は、提案書及び見積書の作成に必要な既存設備の現況確認を、各学校等の教育活動に支障をきたさないよう、安全かつ円滑に実施するためのルールを定めるものである。

2. 調査対象施設

大和郡山市立の小学校、中学校及び幼稚園（全 21 施設）

※郡山東中学校及び片桐中学校のグラウンド照明は対象外とする。

3. 調査実施期間

・期間：資格審査合格日～ 令和 9 年 1 月 25 日（月）

・除外日：各園・学校の行事日（運動会、文化祭等）

・調査時間： 原則として平日の 9:00 ～ 16:30 の間とする。

なお、授業中の時間帯においても調査の対象とすることができるが、実施にあたっては、児童・生徒・園児のプライバシーに十分配慮し、授業の進行や教育活動に一切影響を与えないこと。また、授業中の教室等の調査にあたっては、原則として室内には立ち入らず、外（廊下や窓の外など）からの確認のみとすること。実施にあたっては事前に必ず学校側（担任や担当教諭等）と十分に協議を行い、その許可を得た上で実施すること。

ただし、土曜日、日曜日、祝日、及び上記時間外であっても、事前に本市および対象施設（学校長等）と協議のうえ許可が得られた場合は、この限りではない。

4. 参加資格

本プロポーザルの「参加資格審査結果通知書」により、参加資格が認められた者（以下「調査者」という。）に限る。

5. 調査の申込・日程調整方法

① 学校への事前連絡と日程調整

調査者は、事前に対象施設（各学校・幼稚園）へ直接連絡を行い、学校側の受け入れ可能な

日程について複数候補日を提示してもらい、内諾を得ること。その際、学校側の教育活動や行事に支障をきたさないよう、十分に配慮すること。

② 現地調査スケジュール案の提出（任意様式）
学校との事前調整により得られた候補日等をもとに、「現地調査スケジュール案」を作成し、メールにて本市担当課（教育総務課 施設係）へ提出すること。

③ 調整結果の通知と調査の実施
本市において提出されたスケジュール案を確認・調整の上、正式な実施可否等を改めて業者へ通知する。通知受領後、指定された日程に基づき現地調査を実施するものとする。なお、学校行事等の急な変更等により、教育委員会として調整や確認が必要と判断した場合は、日程の再調整を求めることがある。

6. 調査時の遵守事項
調査にあたっては、以下の事項を厳守すること。

①身分証明書の携帯
調査者は常に本件プロポーザルの「参加資格審査結果通知書（写し）」及び顔写真付きの身分証明書（社員証等）を携帯し、学校関係者から提示を求められた場合は速やかに提示すること。

②受付と安全管理
来校時は必ず事務室等で職員に挨拶・名簿記載等を行い、指示に従うこと。校内では安全確保に必要な措置を講じること。

③教育活動の最優先
授業中や児童・生徒の活動場所周辺での調査は、騒音や通行の妨げにならないよう十分配慮すること。各教室等への立ち入りは、事前に学校側の許可を得ること。

④写真撮影の制限
撮影を行う場合は、児童・生徒、教職員のプライバシー（個人情報）が映り込まないよう十分に配慮すること。また、撮影した画像は本プロポーザルの提案書作成目的以外に使用しないこと。

⑤現状復帰
万が一、破損等が生じた場合は、速やかに本市及び学校へ報告し、調査者の責任において原

状復帰又は賠償を行うこと。

⑥喫煙等の禁止
敷地内での喫煙、その他教育環境にふさわしくない行動は一切禁止する。

7. 駐車場の利用ルール
①駐車スペースの遵守
来校時の車両（社有車・私用車等）の駐車は、各学校が指定する駐車スペースに必ず従うこと。児童・生徒の安全確保のため、運動場や指定外の場所への無断乗り入れ・駐車は厳禁とする。
②駐車台数の制限
混雑や駐車スペースの都合上、1 施設あたりの訪問車両は 原則として 2 台 とすること。

8. 測定機器の持ち込みに関する規定
①持込機器の事前確認
照度計、メジャー、脚立、絶縁抵抗計、デジタルカメラ等の調査に必要な測定機器・工具類を持ち込むことができる。

②危険物・不要物の持ち込み禁止
調査に関係のない危険物や、教育環境にふさわしくない物品の持ち込みは一切禁止する。また、高所作業を行う場合の脚立等の取り扱いは、転倒や設備の破損がないよう十分に安全管理を行うこと。

9. その他留意事項
・1 施設あたりの調査回数や人数に制限は設けないが、過大な人数での訪問は避けること。

・既存照明器具の点灯確認等は学校側の電源・スイッチ操作の協力が必要となる場合があるため、無理な操作は行わないこと。

・本要領に違反した行為、または学校運営に支障をきたすと判断される状況が確認された場合、本市は当該調査者に対する調査の中止命令、またはプロポーザルからの失格処分を行うことがある。

10. 問い合わせ先
大和郡山市教育委員会事務局 教育総務課 施設係

TEL：0743-53-1703（直通）FAX：0743-52-3211
Mail: kyoikuS@city.yamatokoriyama.lg.jp